

博物館、資料館、青少年の施設、婦人や高齢者の施設、体育・スポーツ施設等県民の学習機会を提供するための全体的な場が網羅、紹介されております。これらの施設等の利用の際には大いに役立つものとなっております。是非ご利用いただきたいものです。

養護教育の

各種手引き発行

心身障害児の

★学習指導（特殊学級編）

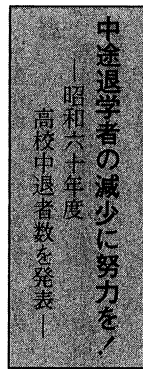
★生徒指導（基礎編）

★道徳指導（盲・聾・養護学校編）

の手引、発行される。

県教育庁養護教育課では、心身障害児の教育の充実をめざして、このほど学習指導、生活指導、道徳指導の手引を発行、県内の盲・聾・養護学校及び特殊学級を設置している小・中学校へ配布しました。

県教育委員会では「障害をのりこえ、社会参加をめざす養護教育の推進」を重点施策として掲げ、障害の重度化、多様化に対応した教育内容や方法の改善充実をすすめています。今回配布されたこれらの「手引」が、心身障害児の指導に活用されることを期待しています。



去る五月十九日、県教委は昨年度の中途退学者数を発表しました。

昭和六十年年度県立高等学校における中途退学者の数は、全日制においては千五十一名、定時制で百四十四名、合計千九十五名でした。全日制についてみると、在籍者に占める割合は一・五三%となり、前年度に比べて僅かですが増加しています。

この中途退学を理由別にみると、学校生活や学業不適応によるものが一番

多く四十・一%を占め、次いで問題行動等の二十・一%、進路変更十五・三%、学業不振九・三%等となっております。また、学年別にみると、一年生が四百九十三人（四十六・九%）と最も多く、次いで二年生の三百九十五人（三十七・六%）、三年生の百六十三人（十五・五%）となっております。

中途退学の未然防止としては、中高連携に基づいた進路指導のいっそうの充実や学習不適応の解消を図るため授業法の改善に努め、わかる授業の実践が必要です。特に新入生に対しては早期に学校生活に適應させるための組織的、継続的な指導が必要です。

また、教育相談を計画的に行い、人間のふれあいを深めることや地域ぐるみの協力で生徒の問題行動を未然に防止する等、多面的な指導が望まれるところです。

ストップ・ザ・食中毒

県教委では、昨年度の食中毒の発生を反省をふまえ、食中毒防止への努力を呼びかけています。各学校や給食施設等では基本的な衛生管理について、なお一層の注意をお願いします。

募 集

《候補者の推せんを受付》 福島県文化功労賞

福島県では、県民文化水準の向上を目指して、文化活動の促進及び文化的遺産の保護活動などの施策に取り組んでいますが、その一環として、昭和二十七年より、本県文化の向上に多年にわたり、顕著な功績のあつた個人を表彰することにしており、現在までに五十九名のかたが、それぞれの部門で受賞しています。

対象部門は、芸術（美術、音楽、演劇、舞踊、文芸、生活芸術等）、科学（人文科学、自然科学）、教育（学校教育、社会教育）、体育（学校体育、社会体育）の四部門で、このいずれかから二名以内を受賞者として決定し、十一月三日の文化の日を表彰式を行います。候補者を推せんしようとする個人または団体は、必要書類を八月二十三日（当日消印有効）までに県教育委員会に提出して下さい。なお、必要書類等詳細については県教育庁総務課行政係各教育事務所までお問い合わせ下さい。